

国連の障害者の権利に関する条約委員会 第17会期だより Vol.3

2017年4月11日 石川准

委員会もいよいよ最終週です。これまでのお便り Vol.1 と Vol.2 では、モルドバ、ヨルダン、アルメニア、ホンデュラス政府との建設的対話で質問した内容を報告しました。今回は、カナダ政府への質問内容を紹介します。

カナダ政府との建設的対話では、まず、第9条のアクセシビリティについて質問しました。質問内容は以下のとおりです。

「例えばアメリカのリハビリテーション法第508条のように、公共調達法により政府にアクセシブルな製品やサービスの調達を義務づける手法は、アクセシビリティを推進する上で非常に効果的な政策として定評があります。アクセシブルな公共調達により、自社の製品やサービスをアクセシビリティ基準に対応するための投資意欲を促します。カナダ全体ではそのような公共調達法はまだありませんが、オンタリオ州では、そのようなアクセシブル配慮製品の購入要求が既に数年前から存在していると承知しています。ちょうど知人のデジタルアクセシビリティの専門家から、カナダ連邦政府でもそういった公共調達政策が草案中との朗報を得ました。公共調達法とアクセシビリティ基準があることで、アクセシビリティは大きく推進されます。草案中の連邦公共調達政策について詳しい策定状況を教えていただきたい、また、そのような政策策定において、障害者や市民社会、民間セクターがどのように参画しているかもお聞きしたい。」



カナダ政府の私への質問への回答は、次のとおりでした。

「カナダとしては現段階では連邦レベルではアクセシブルな公共調達法はないが、以下の2点について対策を図っているところ。1つ目は障害者の社会経済的生活面において利点となるように公共調達基準案の改訂をしているところ。2つ目は、国家アクセシビリティ基準によって職場のアクセシビリティ化を支援し、その結果、障害者の労働の機会を増やす努力をしている。公共調達の好事例として、ケベック州では2014年に調達法を策定し、アクセシブルな製品やサービスを調達するようにした。」

写真：カナダとの建設的対話にて

また、第 30 条ではマラケシュ条約に関連する質問をしました。質問は以下のとおりです。

「カナダは、視覚障害者等の発行された著作物へのアクセスを促進するためのマラケシュ条約を昨年 6 月に批准した。権利制限規定を用いて各国で作成された点字図書や録音図書などの図書館間の貸し出しが国境を超えてできるようになったのは歴史的な出来事。しかし、マラケシュ条約を批准している国はいまだにとっても少ないことを懸念している。条約は発効したが、批准国間で国を超えた図書館間の点字図書や録音図書などの貸し出しは始まっているか？まだの場合、いつ開始される予定か？」

また第 33 条について、権利条約が求めている独立した監視の仕組みをカナダ政府は指定しておらず、既存の複数の政府内の仕組みにより監視機能は果たしうるとしていることに対して、権利条約は政府に埋め込まれたメカニズムでは独立した監視の仕組みとはみなさないと考えると指摘しました。

カナダとの建設的対話で委員の関心を特に集めたのは、カナダの連邦政策です。カナダは連邦ですので、障害者権利条約の実施は各州政府に任されているところが多く、カナダ全体の統一された障害の定義も存在しません。また、差別的な犯罪の報告数のうち、実に 47%が障害を原因とした差別であるという事実、その差別の被害者に女性障害者や障害のある女子が多いことについて権利条約委員会深く懸念を示し、この事実について政府としてどう対応するのかに質問が集中しました。

カナダとの建設的対話についての詳細は以下のリンクへ

<http://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=21477&LangID=E>

以上、第 3 回目のお便りでした。